

議案第67号

福岡市長等の給与及び退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市政の最高責任者として、率先して市役所改革に取り組む姿勢を示すため、現市長の在職期間中における市長及び副市長の給与を減額する必要があるによる。

福岡市長等の給与及び退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡市長等の給与及び退職手当の特例に関する条例（平成25年福岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成25年4月分から平成26年3月分までの特別職職員等」を「平成26年4月1日から同日において現に市長の職にある者の退職の日までの間における市長及び副市長」に、「その他の者」を「副市長」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。